

## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議の開催について

令和元年11月26日  
内閣総理大臣決裁

1. 水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
議長代理	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	国土交通省水管理・国土保全局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 厚生労働省医薬・生活衛生局長 農林水産省農村振興局長 経済産業省地域経済産業グループ長 資源エネルギー庁長官 気象庁長官
オブザーバー	内閣府政策統括官（防災担当）

3. 会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

〔令和元年12月12日〕  
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所、約180億 $m^3$ の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億 $m^3$ )にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する98水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

### (1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

#### <治水協定の主な内容>

##### ○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
  - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
  - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
  - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中にも即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
  - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要な各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

(3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

<ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
  - ・事前放流の開始基準
  - ・事前放流による水位低下量
  - ・事前放流時の最大放流量
  - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

(4) 工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

(5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。



— 記者発表資料 —

令和2年6月1日  
九州地方整備局

## 「既存ダムの洪水調節機能の強化」 ～九州の19水系で治水協定を合意～

- ・このたび、九州の一級水系19水系において、河川管理者やダム管理者、利水者（全106機関）が協力し、「既存ダムの洪水調節機能の強化」対象107ダムの「治水協定」を令和2年5月末までに合意しました。
- ・今後は、引き続き関係機関が連携協力して、ダムごとに「実施要領」等を策定し新たな運用を開始することによって、地域の安全・安心の向上に努めてまいります。
- ・この取り組みは、政府が定めた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」※に基づいています。

※令和元年台風19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊急性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時の洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できるように、関係省庁連携の下、速やかに必要な措置を講ずることとした。既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 TEL：092-471-6331（代表）  
河川部 低潮線保全官 島元 尚徳（内線3520）  
河川計画課長 山上 直人（内線3611）  
河川管理課長 廣松 洋一（内線3751）

【別紙】

○治水協定の主な内容

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針
2. 事前放流の実施方針
3. 緊急時の連絡体制の構築
4. 情報共有のあり方
5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置
6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

# 川内川水系の治水協定締結について

- ダム管理者、関係利水者の理解を得て、5月29日(金)に治水協定を締結済み
- 川内川水系では、水害対策のために使える容量の割合が、これまでの70.6%から締結後に100.6%へと向上

川内川水系 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく「協議の場」

## 【構成員】

- 河川管理者
  - ・ 九州地方整備局川内川河川事務所
  - ・ 鹿児島県土木部
- ダム所有者
  - ・ 鹿児島県農政部 (清浦ダム)
  - ・ 十菅ダム
- ダム管理者
  - ・ 九州地方整備局鶴田ダム管理所(鶴田ダム)
  - ・ 薩摩川内市(清浦ダム)
  - ・ 伊佐市山野十菅土地改良区(十菅ダム)
  - ・ 電源開発株式会社西日本支店(川内川第二ダム)

## ■ 川内川



## ■ 川内川水系の水害対策に使える容量

ダム名	※3 有効貯水 容量 (千m3)	洪水調節容量		洪水調節可能容量		水害対策に使える容量	
		容量 (千m3)	有効貯水 容量に 対する割合	容量 (千m3)	有効貯水 容量に 対する割合	容量 (千m3)	有効貯水 容量に 対する割合
鶴田ダム	98,000	※1 71,000	72.4%	27,000	27.6%	98,000	100.0%
川内川 第二ダム	1,322	0	0.0%	※2 2,230	168.7%	2,230	168.7%
十菅ダム	355	0	0.0%	78	22.0%	78	22.0%
清浦ダム	855	0	0.0%	855	100.0%	855	100.0%
<b>合計</b>	<b>100,532</b>	<b>71,000</b>	<b>70.6%</b>	<b>30,163</b>	<b>30.0%</b>	<b>101,163</b>	<b>100.6%</b>

## ○水害対策に使える容量(4ダム)

締結前 70.6% ⇒ 締結後 100.6%  
30%(約3000万m3)の増加

- ※1: 鶴田ダムの9月1日から9月30日の間に洪水調節容量(第2期)
- ※2: 川内川第二ダムの洪水調節容量は、一部堆砂容量を含む
- ※3: 総貯水容量から堆砂容量及び死水容量を除いた容量

国九整水予第9号  
令和2年5月25日

河川関係事務所長 殿

河 川 部 長  
( 公 印 省 略 )

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

標記の件について、令和2年5月22日付水国環防第7号で、水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長より別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、今後実施される大規模氾濫減災協議会等を通じて情報共有頂くとともに、感染症指定医療機関の管理者より問い合わせがあった場合は、助言等適切に対応頂きますようお願い致します。

九州地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室長  
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられた。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年3月29日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところである。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日）で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところであるが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴局管内河川の浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれたい。

なお、感染症指定医療機関の管理者から水害リスク等に関する問い合わせがあった場合は、国管理河川については整備局等の河川事務所に設置されている「災害情報普及支援室」から助言を行われたい。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行う。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者及び市町村に対して、管理する区域内にある前項の感染症指定医療機関を把握し、水害発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供する。



※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」  
(平成 31 年 3 月 内閣府 (防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)  
(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>)
  - ・非常災害対策計画の作成のポイント (P4)
  - ・病院の事例：今井整形外科医院 (P81～105)、鷺沼産婦人科医院 (P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 恭則 (内線 35439)

津波水防係長 太田 克久 (内線 35457)

T E L : 03-5253-8111 (代表) F A X : 03-5253-1603

府政防第 779 号  
 消防災第 62 号  
 健感発 0401 第 1 号  
 令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都道府県  
 保健所設置市  
 特別区 } 防災担当主管部（局）長  
 衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（避難生活担当）  
 （公印省略）

消防庁国民保護・防災部  
 防災課長  
 （公印省略）

厚生労働省健康局  
 結核感染症課長  
 （公印省略）

#### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となります。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）  
[https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項  
（日本環境感染学会HP）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsi/pc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsi/pc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉

**TEL03304591** (直通)

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野（たての）

**TEL03337325** (直通)

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤

**TEL033952257** (直通)

令和2年4月7日  
事務連絡

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長 殿  
衛生主管部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当) 付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長

### 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け)を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いいたします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定)に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### (可能な限り多くの避難所の開設)

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

#### (親戚や友人の家等への避難の検討)

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

#### (自宅療養者等の避難の検討)

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

#### (避難者の健康状態の確認)

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」\*における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

**（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）**

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

**（避難所の衛生環境の確保）**

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

**（十分な換気の実施、スペースの確保等）**

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

**（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）**

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

**（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）**

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

**（参考）**

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項  
（日本環境感染学会HP）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野（たての）  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤  
TEL 03-3595-2257（直通）

令和元年台風第 19 号等を踏まえた  
水害・土砂災害からの避難のあり方について  
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する  
ワーキンググループ

## 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
- ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
  - ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
  - ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
  - ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
    - ◇ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
    - ◇ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等<sup>32</sup>は避難、警戒レベル4で全員避難であること
    - ◇ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
    - ◇ 警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
    - ◇ 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
    - ◇ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
    - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
    - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

<sup>32</sup> 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。



### III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

#### 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
  - ◇ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
  - ◇ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
  - ◇ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクととるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等についても紹介する。
    - ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
    - ・ 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和 2 年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
  - ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
    - ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
  - ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

### III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

#### 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 大雨や暴風時に屋外を移動することがないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
  - ・ 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

**平時に確認**

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として\*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。  
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル 3 が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル 3 が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル 4 が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

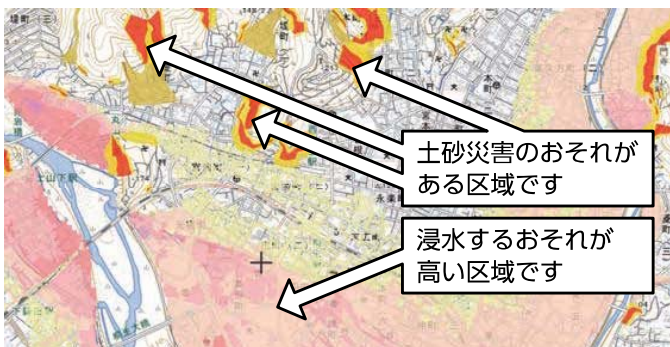
いいえ

警戒レベル 4 が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

# 避難行動判定フローの参考情報

## ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

### 凡例

#### 水害

洪水浸水想定区域  
(浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

#### 土砂災害

土砂災害警戒区域：■  
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■  
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索



## ハザードマップの見方

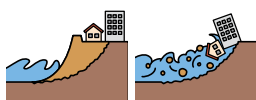
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

### ② 浸水深より居室は高いか

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

### ③ 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



**警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう**



**「避難」とは「難」を「避」けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**



**避難先は小中学校・公民館だけではありません  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

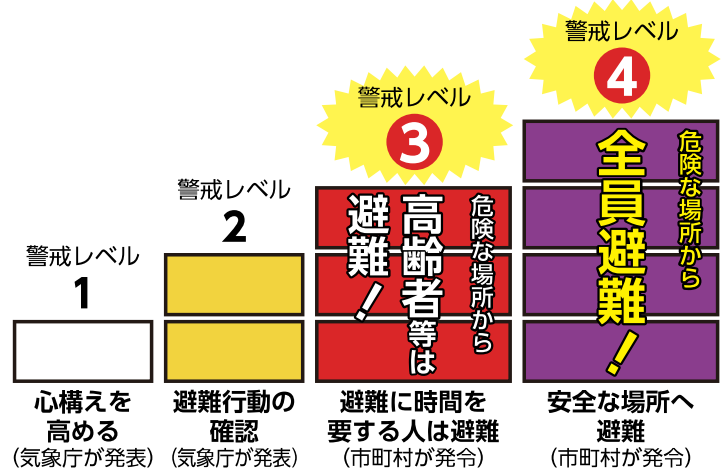
**緊急時に確認**

## 避難情報のポイント !.....必ず確認してください.....!

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

- !** 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。
- !** 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



**警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です**

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

- !** 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。
  - 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
  - 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

**!** 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

- !** 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。
  - 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
  - ※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

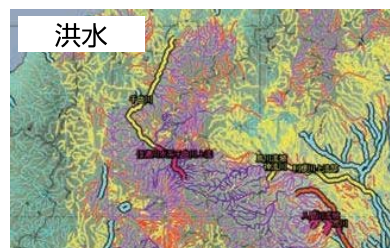
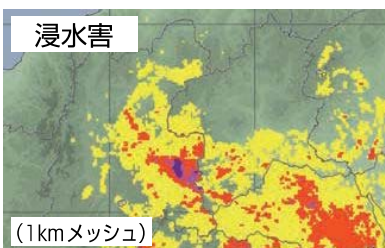
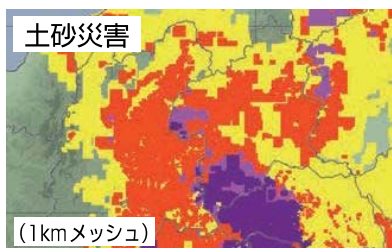
### 危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・渓流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

\*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

### 市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に  
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル  
発信者：市区町村等  
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報  
発信者：気象庁や都道府県等  
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当	—

\*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

府政防第 819 号  
消防災第 72 号  
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」(以下「報告書」という。)を取りまとめました。

(報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/index.html>)

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力(以下「避難の理解力」という。)を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。(当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい)

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号)を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を發出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

## 1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

### (1) ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料2, 3 :

<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworki/ng/pdf/houkoku/campaign.pdf>

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

### (2) 水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

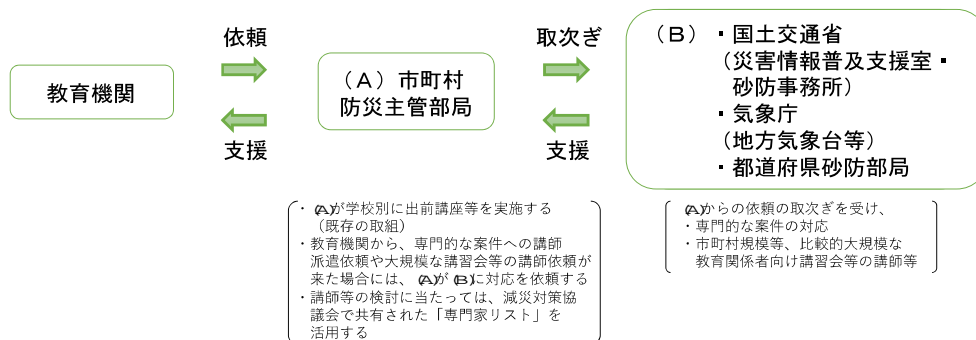
「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土



交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料 (令和元年度作成)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi\\_nankankoku/h30\\_hi\\_nankankoku\\_gui\\_deline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/h30_hi_nankankoku_gui_deline/index.html)

- ・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

[http://www.jma.go.jp/jma/ki\\_shou/knownfukukyozai/index.html](http://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/knownfukukyozai/index.html)

- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.next.go.jp/>

⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

- ・避難行動判定フロー (再掲)

- ・災害・避難カード: 災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ)のカードのこと。

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi\\_nankankoku/sai\\_gai\\_jireisyu.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/sai_gai_jireisyu.html)

- ・マイ・タイムライン: 住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://mytimeline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援(新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。)があることについて、別途通知予定。

### (3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第 19 号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

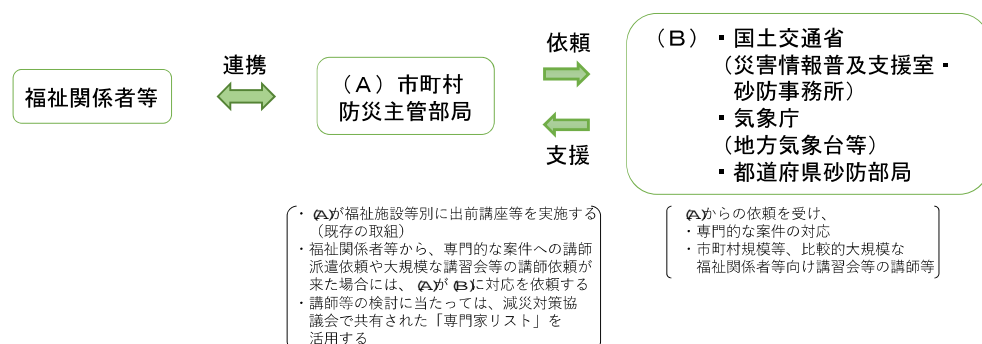
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



#### (4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

## 2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成 31 年 3 月改訂）」において、警戒レベル 4 避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば 3 回に 1 回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることのないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
  - ・ Web サイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
  - ・ ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
  - ・ キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

## 3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

#### 4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第19号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<問合せ先>

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付  
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査

**TEL: 03-301-5333 FAX: 03-301-6320**

○消防庁国民保護・防災部防災課  
神田災害対策官、亀田係長

**TEL: 03-523-7355 FAX: 03-523-7355**

令和2年4月28日  
事務連絡

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長  
衛生主管部(局)長 殿  
観光担当部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての  
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から(別添)のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野  
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課  
高築、須藤  
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、榊原  
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿  
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿  
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての  
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>  
観光庁観光産業課  
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)  
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)  
TEL 03-5253-8330 (直通)

令和2年5月21日  
府政防第939号  
消防災第87号  
健感発0521第1号

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 }  
      { 特別区 }  
      防災担当主管部（局）長       殿  
      衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部  
防 災 課 長  
厚生労働省健康局  
結核感染症課長

#### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉、山元  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、榊原  
TEL 03-3595-2257（直通）



# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離、消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

## 軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

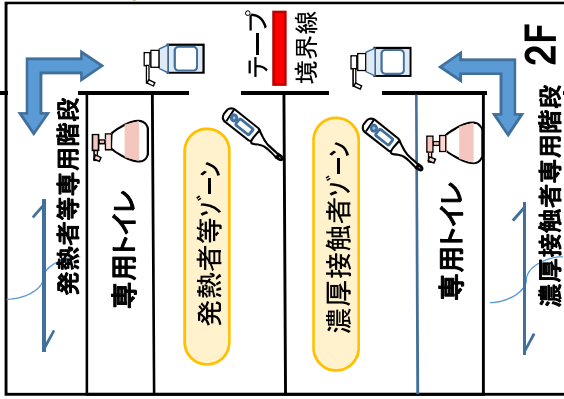
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症と疑われる者の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

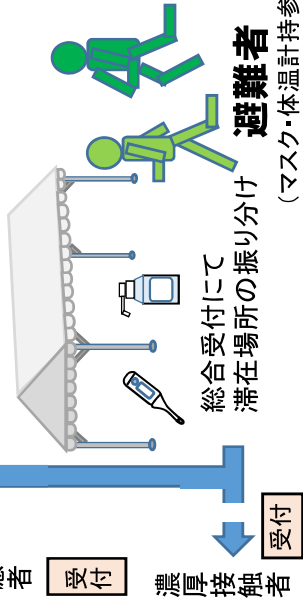
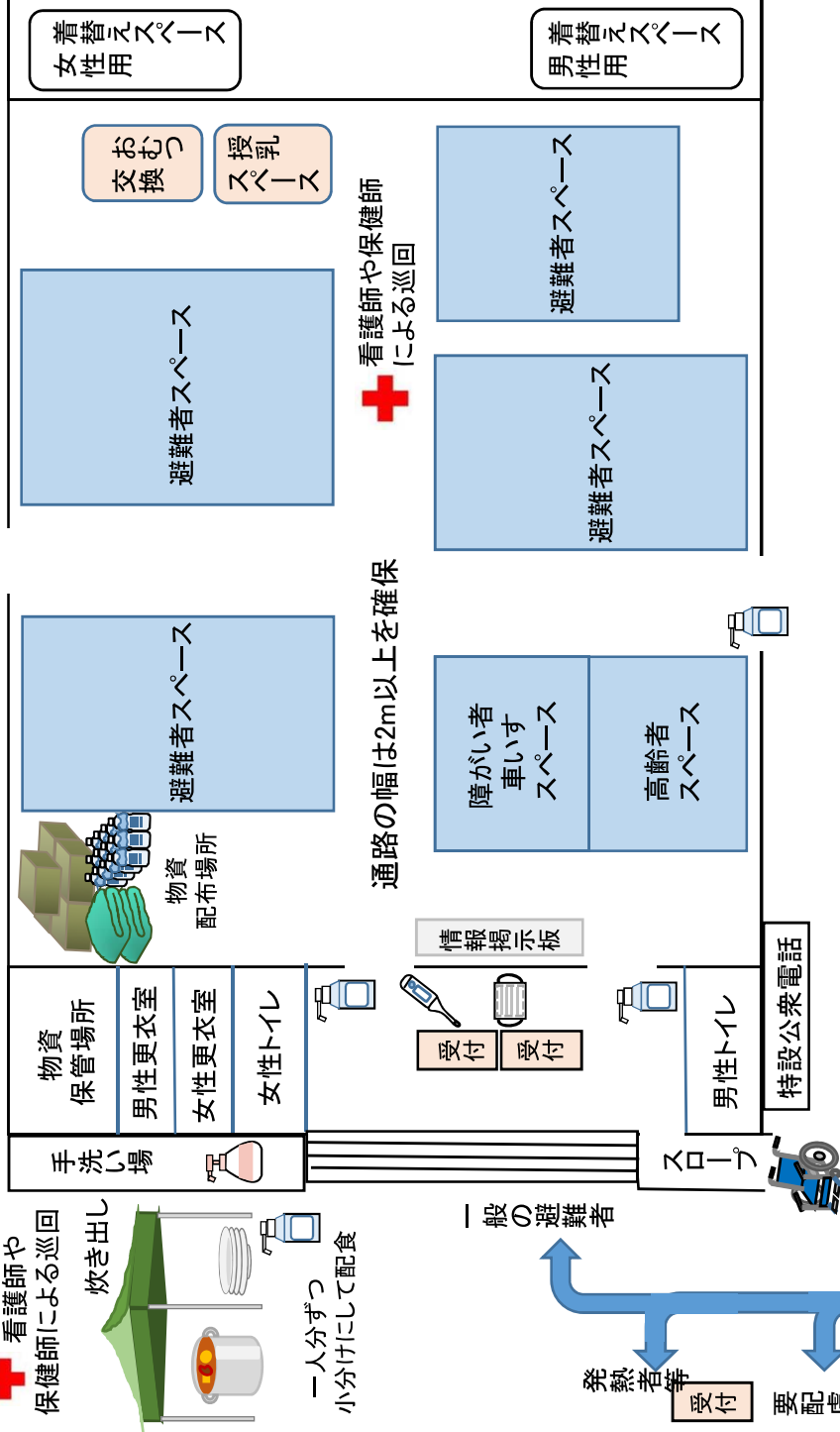
・同一建物の場合、専用階段とスペース、専用トイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

## 〈専用スペース〉



## 〈集合スペース〉



### 受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

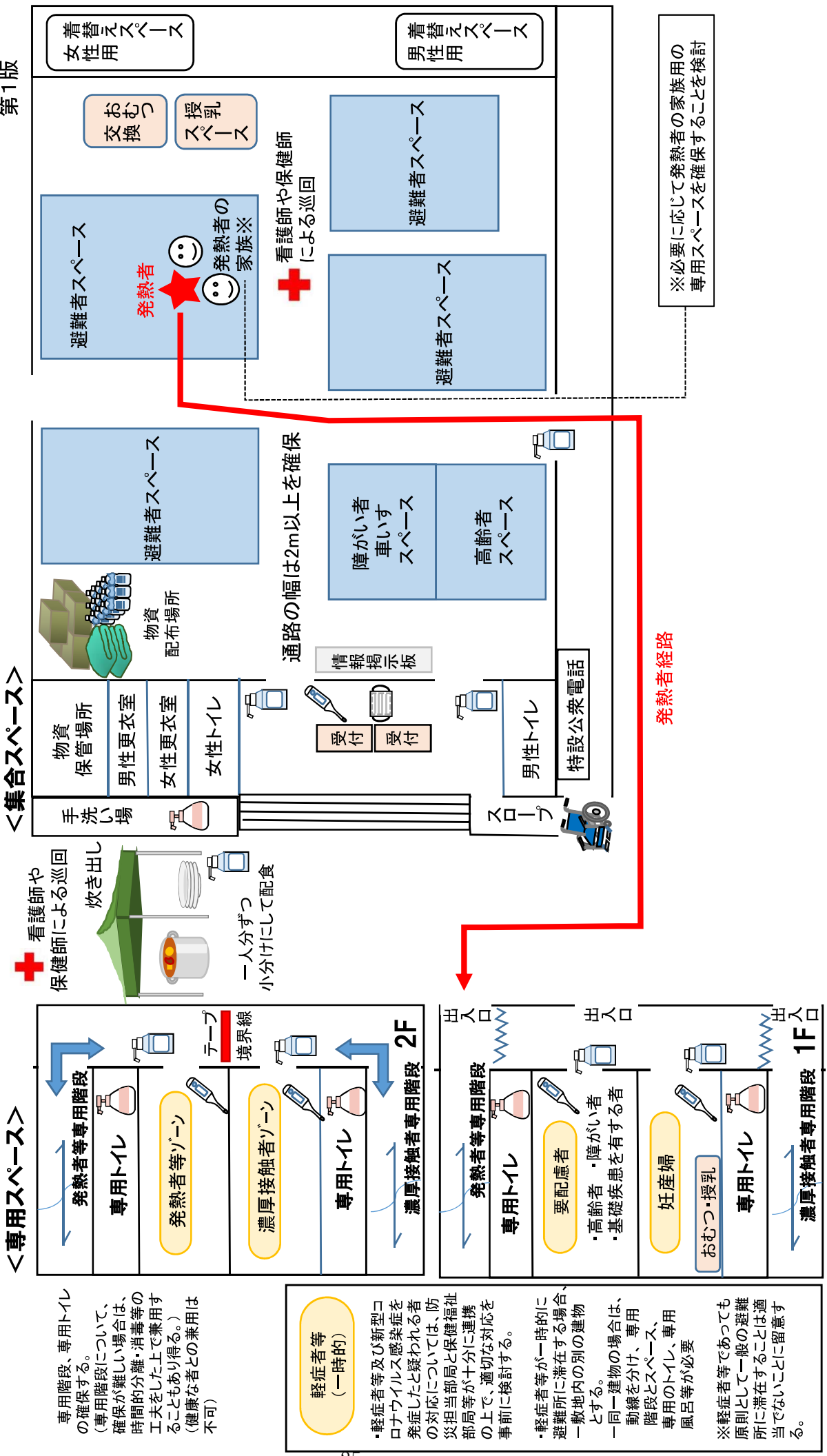
### 用意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスマスク
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.5.20  
第1版



専用階段、専用トイレの確保する。  
(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。) (健康な者との兼用は不可)

軽症者等 (一時的)

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる者の対応については、防炎担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。  
同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

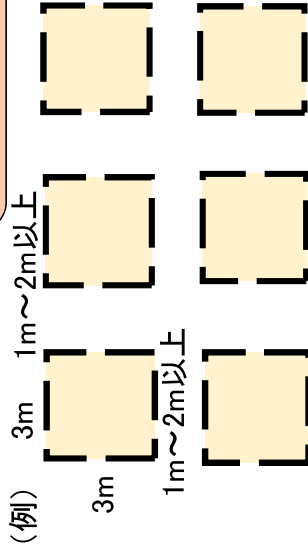
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

### テープ等による区画表示

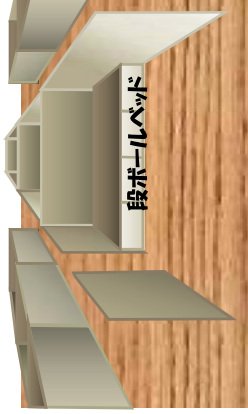
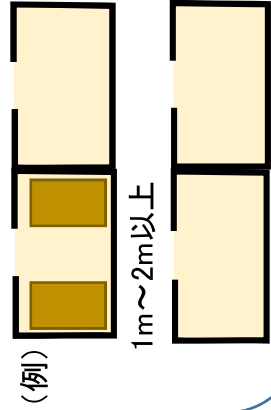


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

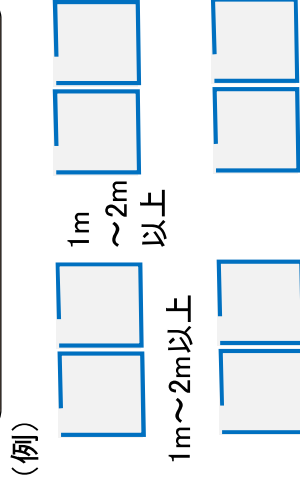
※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

### パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



### テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

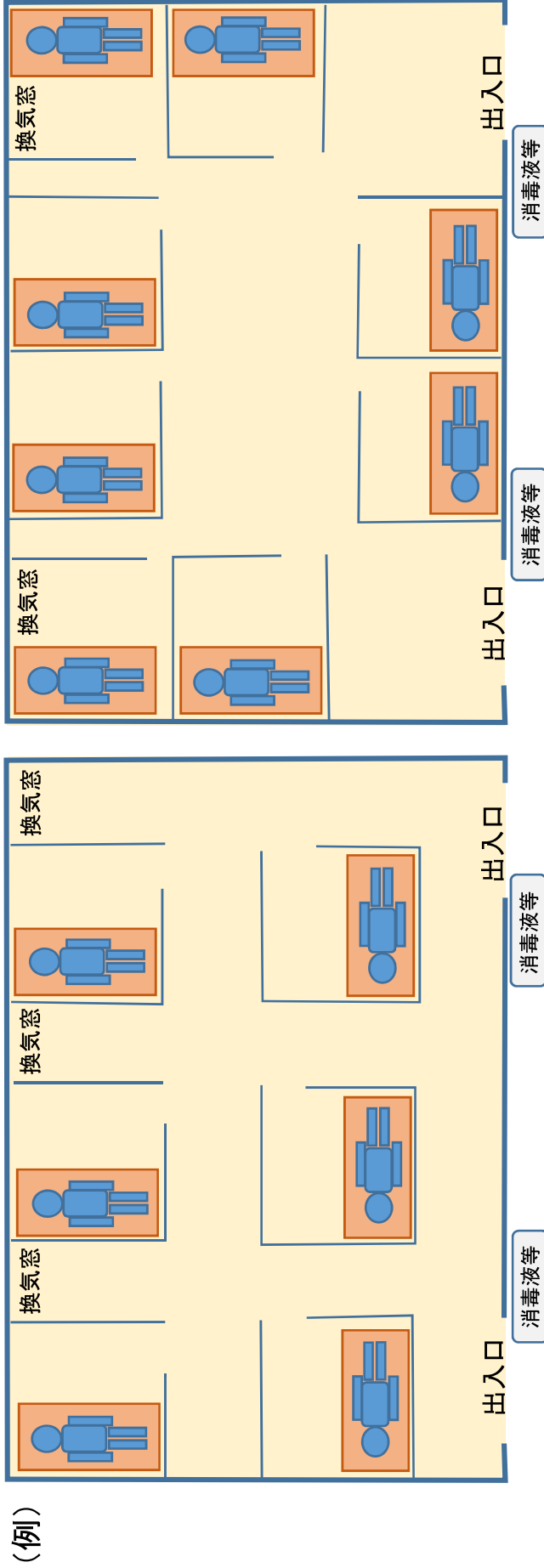


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
- 濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくともも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・ 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する可能性がある。
- ・ 感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 『マイ・タイムライン』をつくってみよう！！

みんなが考えた「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えをいつから行動するか書いてみよう！  
『マイ・タイムライン』だよ！

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えをいつから行動するか書いてみよう！

作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

市・町・村	地区	家マイ・タイムライン	備えの(例)
<p>行政から発信される情報</p> <p>黒：気象・水象情報 青：下館河川事務所 緑：市・町・村</p> <p>○台風予報</p> <p>○台風に関する栃木県、茨城県気象情報(随時)(警戒レベル1)</p> <p>◇大雨注意報・洪水注意報(警戒レベル2)</p> <p>○台風に関する今後の見通し</p> <p>水防団待機水位到達</p> <p>氾濫注意水位到達</p> <p>洪水予報(氾濫注意情報)発表</p> <p>○避難所の開設準備</p> <p>必要な情報は自分で調べる必要があるね。</p> <p>避難判断水位到達</p> <p>洪水予報(氾濫警戒情報)発表</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)を発令</p> <p>氾濫危険水位到達</p> <p>洪水予報(氾濫危険情報)発表</p> <p>緊急速報メール(河川氾濫のおそれがある情報)</p> <p>○避難勧告又は避難指示(緊急)(警戒レベル4)を発令</p> <p>氾濫が発生</p> <p>洪水予報(氾濫発生情報)発表</p> <p>緊急速報メール(氾濫が発生した情報)</p> <p>災害発生情報</p> <p>○避難指示(警戒レベル5)を発令</p>	<p>「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまで</p> <p>警戒レベル1</p> <p>自分がいるところで降ってなくても、上流で雨が降れば川の水は増えてくるよ。</p> <p>台風が近づいて、雨や風がだんだん強くなる</p> <p>警戒レベル2</p> <p>雨風が強くなるとお出かけは大変！</p> <p>雨が集まって、川の水がだんだん増える</p> <p>激しい雨で、川の水がどんどん増えて、河川敷にも水が流れる</p> <p>このまま増え続けると、川の水があふれるかも。</p> <p>警戒レベル3</p> <p>川の水位がぐんぐんあがって、安全なところへ逃げなさい！</p> <p>警戒レベル4</p> <p>川の水位がぐんぐんあがって、安全なところへ逃げなさい！</p> <p>警戒レベル5</p> <p>川の水位が一気に広がって、街中が水びたし。こうなると動けないぞ！</p>	<p>主な備え</p> <p>いつ、どんな備えをしたら良いか考えてみよう</p> <p>工. 今後の台風を調べ始める</p>	<p>備えの(例)</p> <p>○テレビの天気予報を注意</p> <p>○今後の台風を調べ始める</p> <p>○家族全員の今後の予定を確認</p> <p>○マイ・タイムラインを確認</p> <p>○1週間分の薬を病院に受け取りに行く</p> <p>○避難する時に持って行く物を準備する</p> <p>○家の周りに風で飛ばされるようなものはないか確認</p> <p>○テレビ・インターネット・メール等で雨や川の様子に注意</p> <p>○家族全員の今後の予定を再確認</p> <p>○住んでいる所と上流の雨量を調べ始める</p> <p>○ハザードマップで避難場所、避難手段を確認</p> <p>○隣の親戚の家に家族みんなで避難することを電話</p> <p>○川の水位を調べ始める</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○通行止め情報がないかインターネットで確認</p> <p>○隣の町への避難の開始を判断</p> <p>○避難しやすい服装に着替える</p> <p>○隣の町への避難を完了</p> <p>○市内の高台への避難の開始を判断</p> <p>○川の水位をインターネットで確認</p> <p>○市内の指定避難場所への避難を判断</p> <p>○携帯メール等で避難準備情報の受信</p> <p>○移動に時間のかかる人は、市内の指定避難所への避難開始を判断</p> <p>○安全な所へ移動を始める</p> <p>○川の水位をインターネットで確認</p> <p>○市内の高台への避難を完了</p> <p>○市内の指定避難所への避難を完了</p> <p>○携帯メールで緊急速報メールを受信</p> <p>○携帯メールで避難勧告、避難指示を受信</p> <p>○自宅内の浸水が想定されない場所で、身の安全を確保</p> <p>○テレビで洪水予報の確認</p> <p>○携帯メールで緊急速報メールを受信</p>

雨風が強くなる前に「市町村」が避難勧告や避難指示を出している時期  
水位等の状況を把握して「市町村」が避難勧告や避難指示を出している時期  
身の安全を確保すべき時期

気象庁が発表する大雨注意報(警戒レベル2)等の発表時間はイメージで記載しています。  
避難勧告(警戒レベル4)等のタイミングは市町村によって異なります。また、マイ・タイムラインはあくまで行動の目安です。  
自らの命は自ら守る意識を持って、警戒レベル・防災気象情報などを参考にしながら適切な避難行動をとるようにしてください。

「台風が発生」から「川の水が氾濫」するまでの備えは万全ですか？  
それぞれの防災行動について家族と一緒に考えてみよう！

# 防災気象情報の改善と 地域における防災支援について

令和2年6月

鹿児島地方気象台

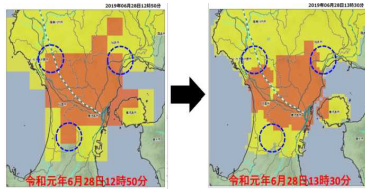
# 令和元年度に実施した主な改善の取り組み

## ◆ 防災気象情報への警戒レベルの追記を開始しました。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民が行動するべき情報		住民が自ら行動を必要とする警戒レベル以上の情報 (住民が自ら行動するべき情報)	
		避難情報等	警戒に関する情報	警戒に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	国土交通省等が発行する河川氾濫警報、土砂災害警戒情報等を受信する。	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報
警戒レベル4	国土交通省等が発行する河川氾濫警報、土砂災害警戒情報等を受信する。	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報
警戒レベル3	国土交通省等が発行する河川氾濫警報、土砂災害警戒情報等を受信する。	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報
警戒レベル2	国土交通省等が発行する河川氾濫警報、土砂災害警戒情報等を受信する。	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報
警戒レベル1	国土交通省等が発行する河川氾濫警報、土砂災害警戒情報等を受信する。	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報	土砂災害警戒情報** **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法等に基づく情報

- 平成30年7月豪雨を踏まえて、土砂災害警戒情報と指定河川洪水予報に、相当する警戒レベルを追記しての発表を令和元年5月29日から開始しました。

## ◆ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布を高解像度化しました。



- 自治体の避難勧告等や住民の自主避難の判断により一層活用できるように、従来の5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化する改善を実施し、平成30年6月20日から提供を開始しました。

## ◆ 危険度分布にリスク情報を重ね合わせた表示を開始しました。



- 令和元年12月24日から、気象庁ホームページの洪水及び土砂災害に関する危険度分布に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ね合わせて表示する改善を実施しました。

# 防災気象情報への警戒レベルの追記

～平成30年7月豪雨を踏まえた改正～

- 土砂災害警戒情報と指定河川洪水予報について、**相当する警戒レベルを追記して発表**することにより、避難情報等の発令や、住民の主体的な安全確保行動を支援します（令和元年5月29日から）。

（例）氾濫危険情報：**警戒レベル4相当情報** [洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動を取る。</li> <li>● 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難勧告</li> <li>● 避難指示(緊急)※2</li> <li>※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</li> </ul>	氾濫危険情報	● 洪水警報の危険度分布(非常に危険■)	土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険■) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険■)※4
警戒レベル3	高齢者は立ち退き避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に非難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水警報</li> <li>● 洪水警報の危険度分布(警戒■)</li> </ul>	大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒■)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	● 洪水警報の危険度分布(注意●)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意●)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用します。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いません。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討します。

注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがあります。

注2) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて、「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼びます。

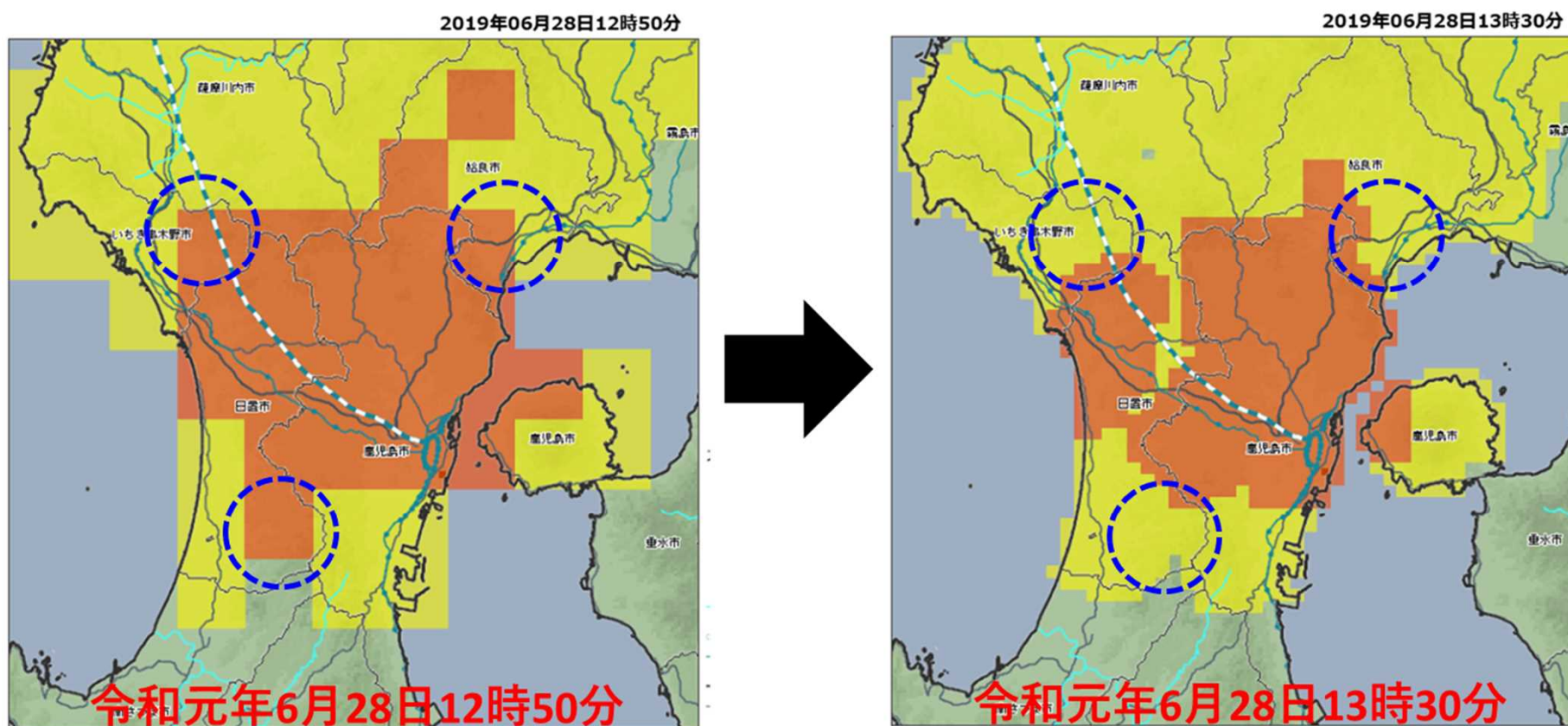


# 「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」の高解像度化

～土砂災害の危険度の高まっている領域が1kmメッシュ単位で詳細に把握可能に～

令和元年6月28日から

- ◆市町村の避難勧告等や住民の避難行動の判断に一層活用できるよう「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」を5kmメッシュ単位から1kmメッシュ単位に



実際の気象庁HPの表示 (左: 5kmメッシュ、右: 1kmメッシュ)

# 「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせて表示

- ◆ 気象庁ホームページの洪水及び土砂災害に関する「危険度分布」に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ね合わせて表示 令和元年12月24日から

- 「防災気象情報の伝え方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、国土交通省砂防部）において、リアルタイムの大雨の危険度と併せ、自分が住んでいる場所の危険性も同時に確認できるよう、「危険度分布」とリスク情報を重ね合わせて表示する方向性が提示。
- 住民の自主的な避難の判断や、市町村のより適切な避難情報の発令につながることを期待。

洪水警報の危険度分布

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

洪水浸水想定区域を重ね合わせ

土砂災害警戒区域等を重ね合わせ

ボタンで切替

ボタンで切替

## 平成30年度までに実施した防災気象情報の改善

災害による被害を少しでも減らすため、災害の発生が見込まれるタイミングまでの時間をより確保できるよう、分かりやすい情報の提供に努めています。

- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなくとも発生のおそれを積極的に伝えていく。
- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。

### 気象庁が平成29年度～平成30年度に実施した主な改善

#### 平成29年度

- ✓ 災害発生の可能性が高くなくても、「早期注意情報（警報級の可能性）」により注意を喚起
- ✓ 危険な時間帯をイメージできる、「色分けした時系列」を提供
- ✓ 危険度が高まっている場所が分かる、「危険度分布」を提供

#### 平成30年度

- ✓ 目先の雨の予想を、従来の6時間先から15時間先に延長
- ✓ 台風の強さの予報を、従来の3日先から5日先に延長

# 5日先までの「警報級の可能性」

～ 災害発生の可能性が高なくても、積極的に発生のおそれを伝える ～

- 警報級の現象が5日先までに予想されているときは、その可能性を「警報級の可能性」として [高]、[中] の2段階の確度を付して発表しています（平成29年度出水期より）。
- 警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す [高] だけでなく、可能性は高くないが一定程度認められることを表す [中] も発表しています。

### 〇〇県南部の警報級の可能性

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。  
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

種別	警報級の可能性						
	3日	4日		5日	6日	7日	8日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	[中]	-		-	-	[中]	-
暴風	-	[高]		-	[中]	[高]	-
波浪	-	[高]		-	[中]	[高]	-

今日～明日  
・天気予報と合わせて発表  
・時間帯を区切って表示

明後日～5日先  
・週間天気予報と合わせて発表  
・日単位で表示

今日～明日

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨になる可能性もあることが分ります！

明日～明後日

数日先の荒天について可能性を把握することができます！




[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。  
[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

# 気象警報・注意報の危険度を色分けした時系列の提供

- 気象警報・注意報の内容について、どの程度の危険度の現象が、どのくらい先の時間帯に予想されるかを分かりやすく伝えられるよう、危険度を色分けして表示しています（平成29年度出水期より）。
- 従来の文章形式による表示も継続していますので、合わせてご利用ください。

〇〇町		今後の推移(■警報級 ■注意報級)									備考・ 関連する現象	
発表中の 警報・注意報等の種別		30日						31日				
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6		
大雨	1時間最大雨量 (ミ)	16	30	40	50	80	80					
	(浸水害)										浸水注意	
	(土砂災害)										土砂災害警戒	
洪水	(洪水害)											
暴風	風向風速 (矢印・メートル)	陸上	3	10	15	20	25	20	13	10	10	
		海上	10	12	20	25	35	30	15	10	10	以後も注意報級
波浪	波高 (メートル)	6	6	8	8	10	10	10	6	6	以後も注意報級 うねり	
高潮	潮位 (メートル)	0.4	-0.2	0.1	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7		ピークは30日12時頃	
雷											竜巻、ひょう	
濃霧	陸上										視程100メートル以下 以後も注意報級	
	海上										視程500メートル以下 以後も注意報級	

(凡例)

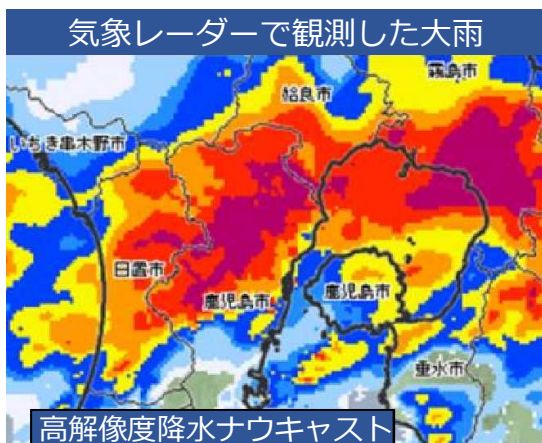
-  警報級
-  警報に切り替える  
可能性が高い注意報
-  注意報級

〔注釈〕

- 警報は、警報級の現象が予測される時間帯の最大6時間前に発表します。
- 各要素の予測値は、確度（予測の確かさ）が一定の基準に達したものを表示しています。

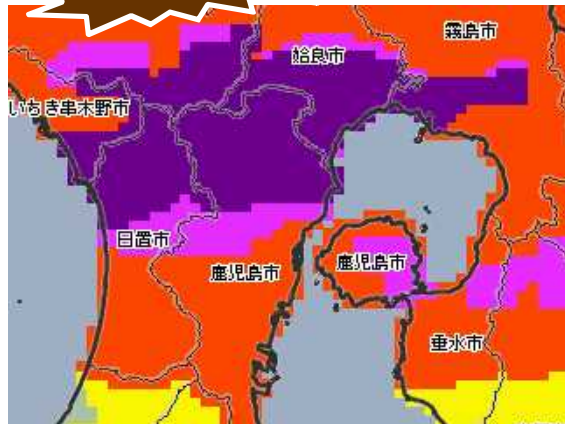
# 「危険度分布」で災害の危険度が高まっている場所を確認

～平成29年度から提供～



- 大雨の降っている場所は気象レーダー等で判りますが、土砂災害や浸水害、洪水害の発生する場所や時間とは必ずしも一致しない場合もあります。
- 気象庁は、大雨・洪水警報等と合わせて、どこで危険度が高まっているかを地図上で一目で確認できる「危険度分布」を、平成29年度から提供しています。

## 土砂災害

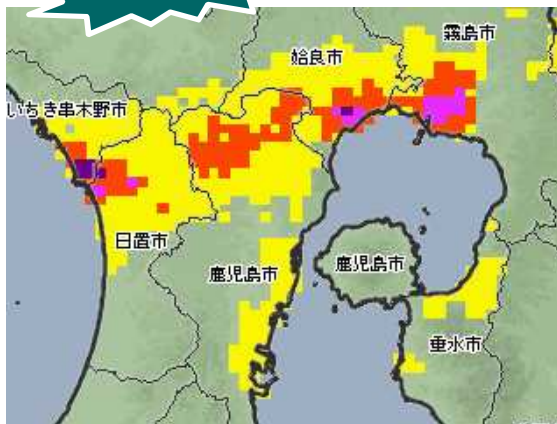


大雨警報（土砂災害）の危険度分布

**土砂災害**…降った雨が地中に浸み込んで溜まっている量を数値化した土壌雨量指数の基準により、大雨警報（土砂災害）の発表を判断



## 浸水害



大雨警報（浸水害）の危険度分布

**浸水害**…大雨警報（浸水害）の発表判断を、雨量そのものではなく、地表の雨の溜まりやすさを考慮した表面雨量指数による方法に変更

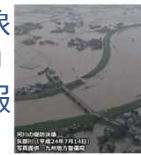


## 洪水害



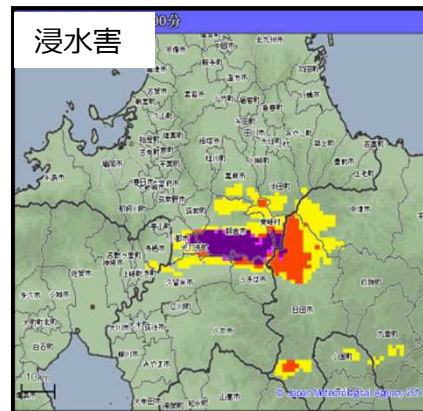
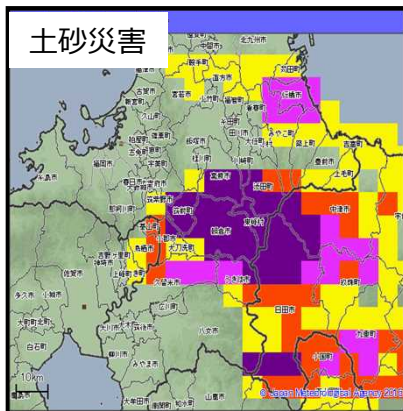
洪水警報の危険度分布

**洪水害**…流域雨量指数の対象河川を、長さ15km未満の中小河川にも拡大し、洪水警報の発表を判断するよう変更



# 危険度分布の表示

色	色の持つ意味	表示条件（危険の切迫度）		
		土砂災害	浸水害	洪水害
濃い紫	<b>極めて危険</b> 警報基準を大きく超過した基準にすでに到達	<b>すでに</b> 土砂災害警戒情報の基準に到達	<b>すでに</b> 警報基準の一段上の基準に到達	<b>すでに</b> 警報基準の一段上の基準に到達
薄い紫	<b>非常に危険</b> 警報基準を大きく超過した基準に到達すると予測	<b>2時間先までに</b> 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	<b>1時間先までに</b> 警報基準の一段上の基準に到達すると予想	<b>3時間先までに</b> 警報基準の一段上の基準に到達すると予想
赤	<b>警戒</b> (警報級) 警報基準に到達すると予測	<b>2時間先までに</b> 警報基準に到達すると予想	<b>1時間先までに</b> 警報基準に到達すると予想	<b>3時間先までに</b> 警報基準に到達すると予想
黄	<b>注意</b> (注意報級) 注意報基準に到達すると予測	<b>2時間先までに</b> 注意報基準に到達すると予想	<b>1時間先までに</b> 注意報基準に到達すると予想	<b>3時間先までに</b> 注意報基準に到達すると予想
—	<b>今後の情報等に留意</b>	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。		



# 雨量分布の予報を15時間先まで延長しました

～ 平成30年度の改善 ～

● 雨量分布の予報を、以前の6時間先までから15時間先までに延長したことにより、防災等への対応や個人の行動を含め、さまざまな利活用が期待されます。

- 台風等により、夜間から明け方にかけてどこで大雨になる見込みか、前日夕方の時点で把握することができます。
- 特に、夕方に発表された注意報において、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合に、内閣府のガイドラインで必要とされている「避難準備・高齢者等避難開始」の発令や、高齢者等の避難開始の判断に活用することが可能です。

翌日明け方までに大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報発表



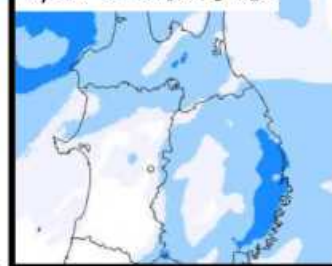
発表中の 注意・大雨警報の種類	今後の推移 (■ 大雨警報 □ 注意報)										備考・ 関連する現象	
	17-18	18-19	19-20	20-21	21-22	22-23	23-00	00-01	01-02	02-03		
大雨 (浸水害)	40	40	50	50	50	40						浸水注意
(土砂災害)												以後も大雨時 土砂災害注意
洪水 (浸水害)												
雷												雷害、火災

避難準備・高齢者等避難開始  
発令の判断基準

## 提供開始前

雨の予報は23時までしか分からないわ…  
大雨警報に切り替わる可能性が高いって  
いうけど、明け方にはどこで降るのかしら？

9/17 23時の予想



## 提供開始後

大雨警報に切り替わる明日の明け方  
3時には大雨になりそうなのね…  
土砂災害警戒区域に住んでいるから、  
避難の準備をしなきゃ！

平成30年  
6月20日  
提供開始

9/18 03時の予想

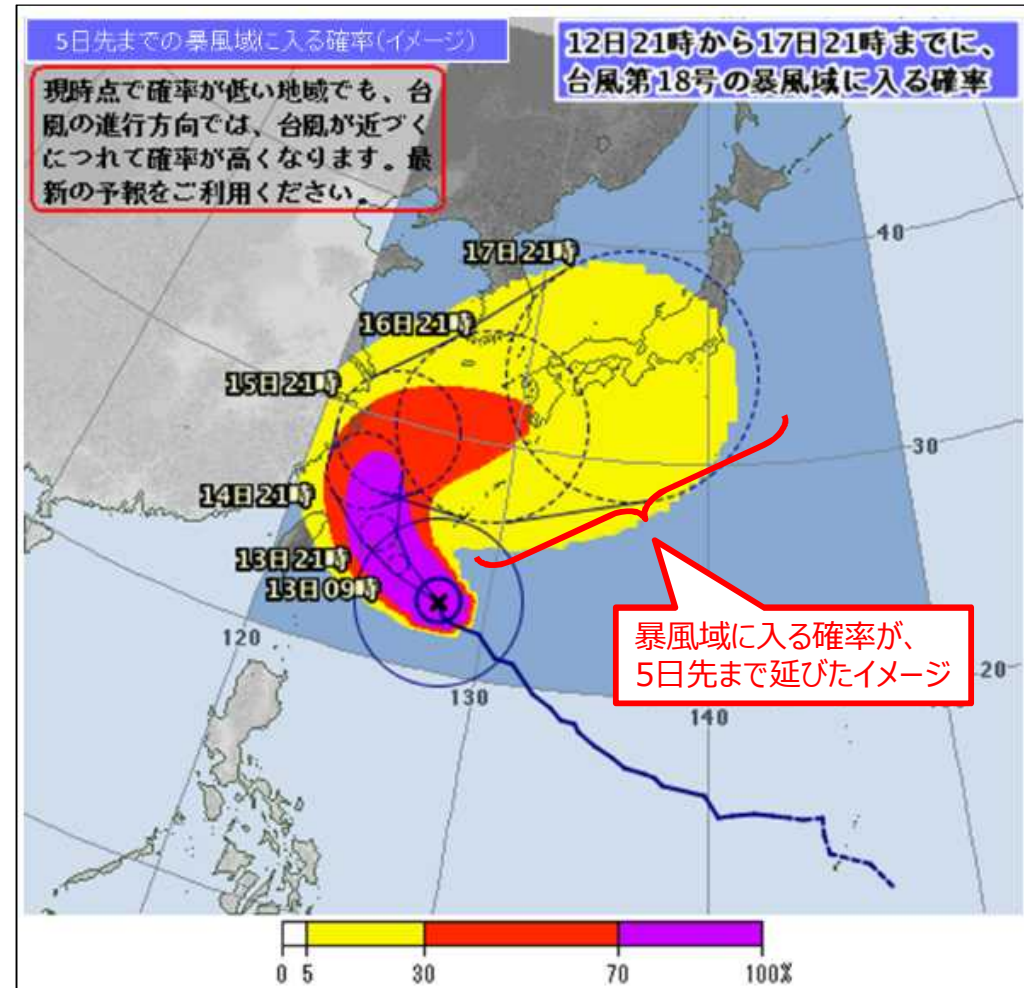
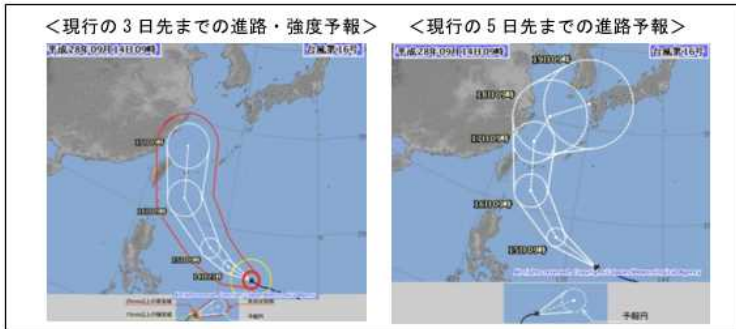




# 台風強度予報の予報期間を5日に延長しました

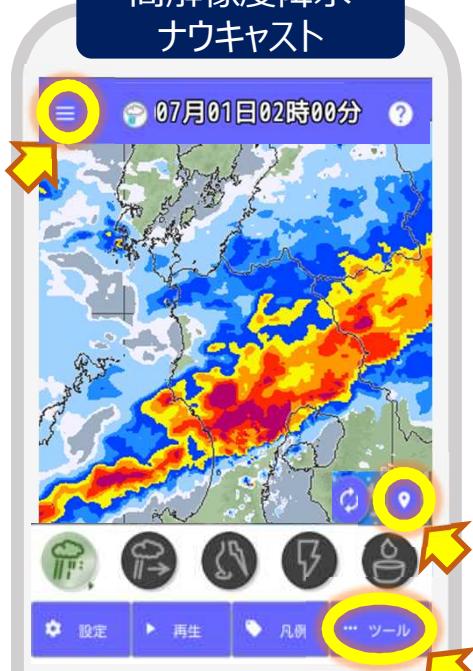
～平成30年度の改善～

- 中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域等の予報期間を、**5日先**まで延長しました。
- 台風接近が見込まれる際に、**防災行動計画（タイムライン）**に沿った早めの防災対応を支援します。



# スマートフォンで「危険度分布」を確認できます

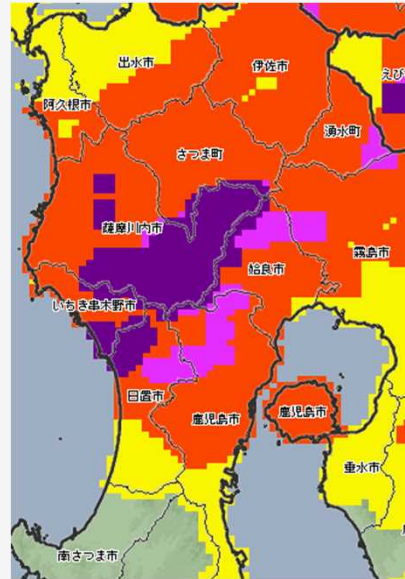
## 高解像度降水 ナウキャスト



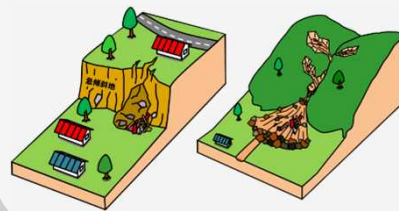
現在の雨の強さの分布と1時間先までの予想を表示します。

- ☰ 地図はそのまま、それぞれの危険度分布に切り替えます。
- 📍 今いる場所をアイコンで示します。
- ⋮ ツール 表示する要素を選択できます。

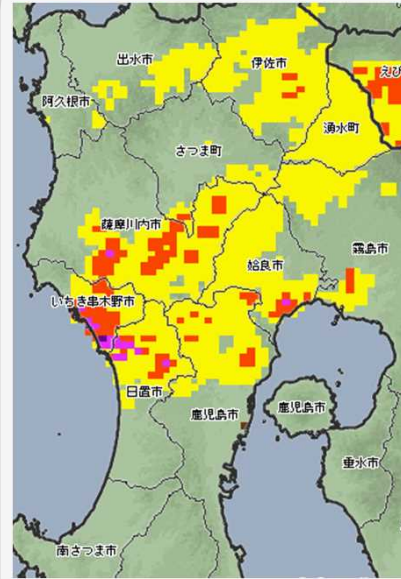
## 大雨警報（土砂災害） 危険度分布



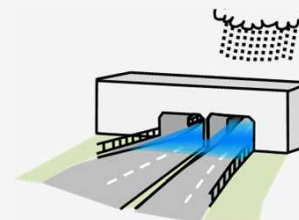
土砂災害（がけ崩れ、土石流）発生危険度を5段階で表示します。



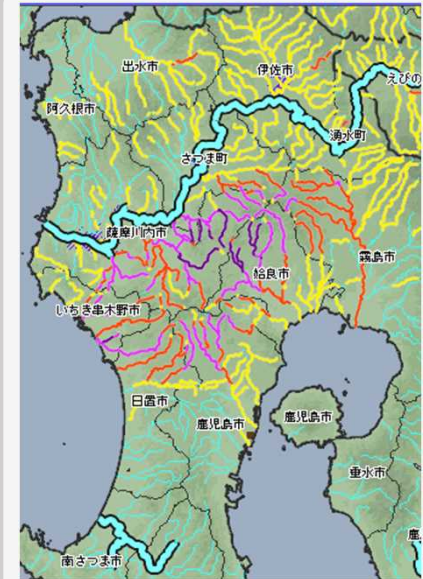
## 大雨警報（浸水害） 危険度分布



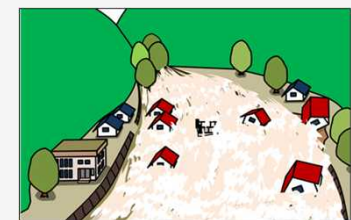
浸水害（家屋浸水、道路冠水など）発生危険度を5段階で表示します。



## 洪水警報 危険度分布



中小河川の洪水害発生危険度を5段階で表示します。



いつでも、どこでも **スマートフォン**での利用がおすすめ！

[https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/m\\_flood.html#area=kagoshima](https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/m_flood.html#area=kagoshima)